令和８年（ヒ）第３号
北海道士別市武徳町四十六線東三号
清算株式会社　かわにしの丘しずお農場株式会社
代表清算人　今井優子
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　別紙記載の協定を認可する。
協定
1　清算会社と清算会社に対して債権を有する債権者（以下「本債権者」という。）は、本申立時点において、（1）別紙記載の「再生計画別紙５対象債権及び弁済額一覧等」及び「しずおグループ追加弁済額一覧表」記載のとおりの弁済が既に行われていること、及び（2）清算会社がその余の弁済を行う資力がないことについて、相互に確認する。
2　本債権者は、清算会社に対して有する別紙債権（別紙の他、特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権がある場合には、これを含む。）について、本協定の認可の決定が確定した日に、当該債権全額につきその債務を免除する。
3　本債権者は、清算会社の特別清算が完了することを承諾する。
（別紙省略）
以上
旭川地方裁判所名寄支部

令和８年（ヒ）第１００１号
鳥取市商栄町２０３番地２２
清算株式会社　株式会社マルシン
代表清算人　小山　佳宏
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第1　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社マルシン（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
2　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
3　弁済の方法及び端数の処理
（1）弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー１３階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
（2）弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第2　協定債権の弁済及び放棄
1　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。
2　協定債権の放棄
各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
3　追加弁済
上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。
以　上
（別紙省略）
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第３０２０号
大阪市福島区福島五丁目６番３８号ラグザ大阪レジデンス１階
清算株式会社　グランド理美容株式会社
代表清算人　　伊藤よしの
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本協定における協定債権者は大阪信用保証協会１名である。
2　協定債権者は、清算株式会社を含むグランド理美容グループ各社（清算株式会社、株式会社神戸グランド、株式会社グランド、株式会社グランド商事）と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した令和６年11月18日付け事業再生計画書（以下「再生計画」という。）に基づき、協定債権者が清算株式会社に対して有する全ての債権（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。
3　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、再生計画における追加弁済時の非保全残高の割合に応じて弁済する。この場合、本協定債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第３０２１号
兵庫県宝塚市湯本町１番４６号宝南ショップス北館２階
清算株式会社　株式会社グランド
代表清算人　　伊藤よしの
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本協定における協定債権者は以下記載の３名である。
①株式会社三菱ＵＦＪ銀行
②株式会社日本政策金融公庫
③奈良県信用保証協会
2　各協定債権者は、清算株式会社を含むグランド理美容グループ各社（清算株式会社、グランド理美容株式会社、株式会社神戸グランド、株式会社グランド商事）と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した令和６年11月18日付け事業再生計画書（以下「再生計画」という。）に基づき、各協定債権者が清算株式会社に対して有する全ての債権（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。
3　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、再生計画における追加弁済時の非保全残高の割合に応じて弁済する。この場合、本協定債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第３０２２号
兵庫県宝塚市湯本町１番４６号宝南ショップス北館１階
清算株式会社　株式会社神戸グランド
代表清算人　　伊藤よしの
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本協定における協定債権者は以下記載の３名である。
①株式会社三菱ＵＦＪ銀行
②株式会社阿波銀行
③兵庫県信用保証協会
2　各協定債権者は、清算株式会社を含むグランド理美容グループ各社（清算株式会社、グランド理美容株式会社、株式会社グランド、株式会社グランド商事）と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した令和６年11月18日付け事業再生計画書（以下「再生計画」という。）に基づき、各協定債権者が清算株式会社に対して有する全ての債権（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。
3　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、再生計画における追加弁済時の非保全残高の割合に応じて弁済する。この場合、本協定債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部